

愛知県新型コロナウイルス感染症対策 新サービス創出支援事業費補助金 申請をお考えの方への注意点

本補助金は、新型コロナウイルス感染症の社会経済への影響に対応するための新サービス・新製品（商品）の開発及び販路拡大を行う事業者（サプライヤー）が対象です。新サービス・新製品（商品）を導入する事業者（ユーザー）向けの補助金ではありませんのでご注意ください。

補助対象となる可能性のある例、対象とならない例

このような事業が、**補助対象として認められる可能性**があります。

- 飲食店が新たなテイクアウト・デリバリーを開発し、その開発したものを自社のみならず他社へ展開していくもの
- 保育サービス事業者が、新たなサービスシステムを構築し、自社での取組を行いながら、それを元に他社へコンサルティングを行い販路拡大していくもの
- 工作機械メーカーが省人化を図る機械を開発し、販路拡大していくもの
- 情報通信業が新たなサービスを生み出すために、設備や原材料を購入して試作品を開発し、試作品を活用して販路拡大していくもの
- 製造業が自社で開発した商品を活用し、既存の商品と組み合わせることで、新たな商品を開発（試作）し、試作品を販路拡大していくもの

このような事業は、**補助対象として認められません**のでご注意ください。

- × 社内の経営改善、自社のサービス向上に止まるもの
- × オンライン販売やテイクアウト・デリバリーの導入のみに止まるもの
- × 飲食店が新たなメニューを開発し、販路拡大を行うもの
- × 製造業が自社の3密回避のためにオンラインシステムを導入するのみに止まるもの
- × 販売代理店として他社が開発した（自社開発でない）商品を販路拡大するもの
- × 情報通信業が自社の設備を最新にすることで、新たなサービスを生み出すように見えるが、実際には設備を最新にすることを目的としているもの
- × 試作・開発ではなく量産のために設備等を導入することを目的としているもの
- × 開発した新サービス・新商品を既に販売しているもの
（販売目的のオンラインサイト・ECサイトを改修・導入するのが目的のもの）
- × 新サービス・新商品ではなく、既存のサービス・商品を開発・販路拡大するもの
（開発する新サービス・新商品が既に市場に出回っており、新規性に乏しいもの）
- × すべての経費が外注・委託であり、自社の関与が乏しいもの。
（外注・委託の発注元では不可）
- × 経費の大半が設備費であり、設備の導入に止まるもの
- × 事業計画の内容と経費の内容が一致していないもの